

事 務 連 絡
令和 3年 9月29日

関 係 各 位

白山市観光文化スポーツ部長

「まん延防止等重点措置」終了に伴う、体育施設の開館について(通知)

秋晴の候 貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当市のスポーツ振興にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、石川県に発出されている、国の「まん延防止等重点措置」が9月30日で終了することが決定したことに伴い、休館しておりました白山市内体育施設については、10月1日より開館することが決定しましたのでお知らせします。

記

- 1 対 象 施 設 体育施設（屋内・屋外の全施設）
- 2 通常利用開始日 令和3年10月1日（金）～
- 3 利 用 制 限 ガイドラインの一部を改訂（詳細は別紙参照）
他は、「まん延防止等重点措置」以前の制限とする。

【改訂した内容】

（前）運動中はマスクを着用しなくて良い。

（10.1～）施設内でのマスク着用を基本とする。但し、息苦しさを覚える場合はマスクを外しても良い。

- 4 そ の 他 9月以降、石川県においても、感染力の強いデルタ株の割合が約9割となっております。引き続き、徹底した感染対策をお願いします。

（感染拡大防止の掲示物を添付します。利用者への感染対策の啓発にご活用ください。）